

一般社団法人山元式新頭針療法学会 会則

第一章 総則

第1条

本会は、山元式新頭針療法学会と称する。

英語名：Yamamoto New Scalp Acupuncture Association

略称：YNSA 学会

第2条

本会の目的

- 1) 山元式新頭針療法の研究、研修及び学術発表
- 2) 教育指導
- 3) 会員相互の親睦および国際交流
- 4) その他

第3条

本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う

- 1) 講演会・勉強会の開催
- 2) 宮崎における実践セミナーの開催（現在休止中 今後再開予定）
- 3) 他国での YNSA の普及セミナーの開催
- 4) その他本会発展のために必要な事業を行う

第二章 会員

第4条 会員

- 1) 本会は、本会の趣旨に賛同する医師、歯科医師、鍼灸師、獣医師の国家資格を持つ者によって構成する

第5条 入会

本会に入会を希望する者は、申込用紙に必要事項を記入し、事務局に届けるものとする。以上の手続きを行い会費を納めた者を会員とする。ただし、役員会で非承認となる場合もある。なお、納入済みの入会金、会費等は、非承認となった場合を除きいかなる理由があっても返金しないものとする

第6条 退会

- 1) 会員は年会費を治める義務を有し、2年以上未納者は退会とみなす
- 2) 本人の希望、あるいは死亡した場合
- 3) 国家資格を失った場合
- 4) 理事会は会員が倫理上、その他の理由で著しく不適當と思われる場合は退会を命ずることができる

第7条

会の運営が困難な状況に陥った場合、会員に告知の上学会を終了することがある

第三章 役員

第8条

本会に次の役員を置く。

- 1) 代表理事 1名 本会を代表し、本会の事業を推進する
- 2) 理事 若干名 本会の運営に意見を述べ、事業の推進に協力する
- 3) 監事 1名 会の円滑な運営・名簿・資金・ウェブサイトなどの管理以上、1)から3)の役員により構成される会を役員会と称する

【選任】

1. 代表理事は理事会の承認を得て委任する
2. 理事は宮崎セミナーの参加（5日間）以上の経験と知識を有するものの中から代表理事の許可を得て委任する
3. 理事、監事はそれぞれ兼任することができる
4. 本会に功労のあった方、あるいは本会と関連する領域の学術指導者で、本会が助言を求める方を役員会にて選考して理事に委任することが出来る
5. 役員会は最高の意志決定機関とする
6. この研究会の会則は、役員会の合議にもとづき変更することができる

第9条

適宜役員会を開き、学会の円滑な運営にあたる
その任期は二年とし再任は妨げない

第四章 学会

第10条

本会は原則として年1回開催する

第11条

本会における発表は会員及び会員に準ずるもの、及び本会客員に限る

第12条

各地方に役員会の許可の元、支部を置くことができる

第五章 会計及び運営

第13条

入会金は15,000円、年会費は10,000円とする

付則

- 1) 法人の年会費は一口 100,000 円とする
- 2) 本会則は 2021 年 8 月 1 日より施行する
- 3) セミナー参加費は別途規定するものとする

【役員名簿】

名誉会長	山元敏勝
名誉顧問	山元美智子
代表理事	加藤直哉
理事	丹羽祐子 神谷哲治 高橋沙世 富田祥史
監事	原正和

事務局所在地

〒169-0074 東京都新宿区北新宿 1 - 4 - 8 橋本ビル 402

T E L : 080-6729-0129

E-mail : info@ynsa-gakkai.com